

他埋設物と給水管との間隔について

給水装置工事指定業者の皆様へ

神奈川県企業庁 藤沢水道営業所 給水課

- 「給水装置工事設計施行基準・解説（神奈川県企業庁）」では、他埋設物と給水管との間隔を 30cm 以上確保することを原則とすることが定められております。

しかし、近頃、新たに布設する給水管と近接する地下埋設物との間隔を確保せず配管するケースが多数確認されております。

工事の際は、基準をご確認の上、適切な施工を実施するようにしてください。

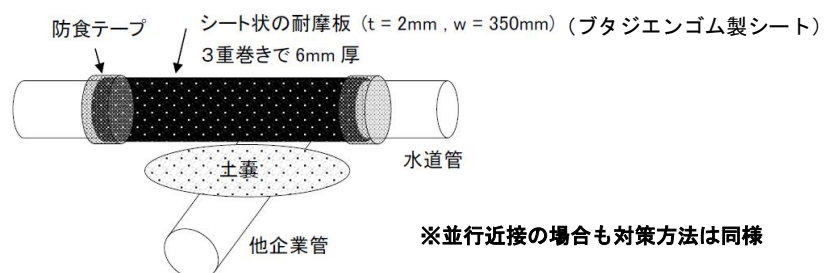
2 原則として、開削工法により布設すること。また、事故防止のため、他の埋設物を十分調査し、給水管との間隔を 30 cm 以上確保することを原則とする。なお、後の維持管理に支障となることが懸念される箇所（家屋・構造物下等）には布設しないこと。

2 について； 給水管を他の埋設物に近接して布設すると、接触点付近の集中荷重、給水管の漏水によるサンドブラスト現象等によって、他の埋設物に損傷を与えるおそれがある。このため、これらの事故を未然に防止するとともに維持管理を考慮して、他の埋設物より 30cm 以上の離隔を確保するものである。

【給水装置工事設計施行基準・解説（R6.4 神奈川県企業庁）より抜粋】

※ 企業庁の基準の他、「藤沢市道路占用規則（藤沢市）」においても、「占用物件と他の地下埋設管の離隔は、0.3メートル以上確保すること」と定められています。（令和7年1月時点）

- 道路掘削時、給水管が他埋設物と近接する場合は、当該施設管理者の指示に従い、適切な措置を講じてください。
また、当該施設管理者との調整年月日および担当者名を、工事完成届に明記してください。
- さらに、近接する地下埋設物がある場合、間隔計測状況を撮影し、間隔を 30cm 以上確保していることが確認できる写真を提出してください。
- やむを得ず、給水管と他埋設物の間隔を 30cm 以上確保できない場合は、ゴムシート等の損傷防止対策を実施し、施工状況の写真を提出してください。



ゴムシート施工図（参考例）